

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表(非住宅)

モデル建築物法

延べ面積	用途分類 (別表による)		
		①工場モデル以外	②工場モデル
300㎡未満	N×	¥87,450	¥66,000
300㎡～500㎡未満	N×	¥147,400	¥97,900
500㎡～1,000㎡未満	N×	¥185,900	¥123,200
1,000㎡～2,000㎡未満	N×	¥237,600	¥178,200
2,000㎡～3,000㎡未満	N×	¥321,200	¥272,800
3,000㎡～4,000㎡未満	N×	¥327,800	¥278,300
4,000㎡～5,000㎡未満	N×	¥343,200	¥291,500
5,000㎡～10,000㎡未満	N×	¥387,200	¥326,700
10,000㎡～20,000㎡未満	N×	¥469,700	¥393,800
20,000㎡～50,000㎡未満	N×	¥572,000	¥481,800
50,000㎡～100,000㎡未満	N×	¥634,700	¥533,500
100,000㎡～200,000㎡未満	N×	¥762,300	¥660,000
200,000㎡～300,000㎡未満	N×	¥1,079,100	¥719,400
300,000㎡～	N×	¥1,345,300	¥880,000

Nはモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗じる。

モデル建物の数	1	2※	3※	4以上※
N	1	1.3	1.4	1.5

※工場モデルを除くモデル数とする。

標準入力法

延べ面積	用途分類 (別表による)	
	①工場用途以外	②工場用途
300㎡未満	¥231,000	¥132,000
300㎡～500㎡未満	¥253,000	¥154,000
500㎡～1,000㎡未満	¥330,000	¥187,000
1,000㎡～2,000㎡未満	¥396,000	¥220,000
2,000㎡～3,000㎡未満	¥429,000	¥275,000
3,000㎡～4,000㎡未満	¥484,000	¥330,000
4,000㎡～5,000㎡未満	¥550,000	¥363,000
5,000㎡～10,000㎡未満	¥660,000	¥385,000
10,000㎡～20,000㎡未満	¥770,000	¥440,000
20,000㎡～50,000㎡未満	¥880,000	¥495,000
50,000㎡～100,000㎡未満	¥1,100,000	¥660,000
100,000㎡～200,000㎡未満	¥1,375,000	¥825,000
200,000㎡～300,000㎡未満	¥1,760,000	¥1,045,000
300,000㎡～	¥2,310,000	¥1,375,000

- 一つの棟に用途区分が複数ある場合は次のとおりとする。
 - ・①が含まれるときは①
- 計画変更の料金は当初適用された料金の60%とする。ただし、次に該当する場合は上表の金額とする。
 - ・直前の判定を他機関で受けている場合
 - ・計算方法を変更した場合
 - ・当初の判定において計算書が不要であった場合
 - ・テナント等の用途、設備の変更により計算が大幅に変更される場合（金額は別途協議となります。）
- 軽微変更の料金は当初適用された料金の50%とする。
- 増改築の料金は、増改築に係る部分の用途分類、面積で料金を算定する。
- 複合建築物（住宅＋非住宅）の場合は、非住宅部分の料金表から算定された料金と住宅部分の料金表で算出された料金の合算とする。
- 建築物のすべてが省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、またはモデル建築物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、**一律55,000円(税込)**とする。
なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、または計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。
- 確認申請をJBAOに申請しない場合は、上記の手数料の2倍の金額とする。
- 再発行手数料は16,500円(税込)とする。

注意 ・計画変更及び軽微該当証明書申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては変更があった部分に係る変更の料金を適用する。
・図書の整合がとれていない、または補正が多数ある場合、追加の料金が発生します。

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表(住宅)

新築一戸建ての住宅/併用住宅住宅部分

(単位:円 税込)

料金		
単独申請	木造	¥44,000
	木造以外	¥66,000
	混構造	¥99,000

新築共同住宅等の住宅

(単位:円 税込)

区分	基本料金	戸当たり加算料金
住戸部分	¥132,000	¥3,300 × 住戸数 (N)
共用部	¥132,000	¥550 × (住戸数(N)-100) (※住戸数が100戸を超える場合)

- 1 計画変更の料金は当初適用された料金の60%とする。ただし、次に該当する場合は上表の金額とする。
 - ・直前の判定を他機関で受けている場合
 - ・計算方法を変更した場合
- 2 軽微変更の料金は当初適用された料金の50%とする。
- 3 増改築の料金は、増改築に係る部分の用途分類、面積で料金を算定する。
- 4 共用部のみ増築の場合は、一律38,500(税込)とする。
- 5 複合建築物（住宅＋非住宅）の場合は、非住宅部分の料金表から算定された料金と住宅部分の料金表で算出された料金の合算とする。
- 6 省エネ判定手続きの合理化による場合は、一律22,000円(税込)とする。
(業務区域は住宅性能評価で確認を行う区域による。)
- 7 確認申請をJBAOに申請しない場合は、上記の手数料の2倍の金額とする。
- 8 再発行手数料は16,500円(税込)とする。

注意 ・計画変更及び軽微該当証明書申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては変更があった部分に係る変更の料金を適用する。
 ・図書の整合がとれていない、または補正が多数ある場合、追加の料金が発生します。

別表

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
①	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
①	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390

別表

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分 コード
①	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
②	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620